

令和6年度 立地適正化計画改定基礎調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本業務は、小諸市立地適正化計画が平成29年3月の策定から5年以上経過し、多極ネットワーク型コンパクトシティの取組が進んできたこと、学校再編に伴う統合校が令和10年度に開校する予定であること等、市を取り巻く環境、市の現状・課題等が変化していること、今後も継続して公民共創によるまちづくりを進めていく必要があることから、令和7年度に計画改定を行うにあたり、基礎データ資料等の整理やこれまで進めてきた各種施策・事業の実施状況の評価等を行うとともに、立地適正化計画の見直しのための改定方針の作成を行うものである。

本要領は、本業務を受託する者の選定にあたり、技術力、経験、提案内容などを適正に審査し、その業務の実施に最も適した候補者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 立地適正化計画改定基礎調査業務委託

(2) 業務内容

- ① 計画準備
- ② 基礎データ資料等の整理
- ③ 誘導施策・数値指標等の実施状況の評価及び検証
- ④ 改定に係る基本的な考え方の整理
- ⑤ 関係者協議等に係る支援

詳細は、「令和6年度 立地適正化計画改定基礎調査業務委託 仕様書(案)」による。

(3) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 誘導施策・数値指標等の評価、見直しにかかる提案
- ② 計画改定方針(シナリオ)の検討にかかる提案
- ③ 誘導施策・国庫補助事業メニュー等の検討・整理にかかる提案

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(5) 委託金額(上限価格)

本業務の上限価格は次のとおりとする。

金 6, 0 0 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

参加者は、次に定める要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 6 条に基づく措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体から入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 小諸市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載された者であること。
- ⑧ 地方公共団体発注による、立地適正化計画又は都市計画マスタープランの策定若しくは改定業務の実績を有すること。
- ⑨ 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、その協力事務所は本業務の他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- ⑩ 参加者の組織に所属する管理技術者及び担当主任技術者を配置すること。
- ⑪ 管理技術者と担当主任技術者は兼任できないこととする。
- ⑫ 管理技術者は技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、公告日までに登録が完了しているものであり、上記⑧の業務実績を有するものとする。

3 担当部局及び提出先等

（1）担当部局及び提出先

小諸市建設水道部都市計画課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

電話 0267-22-1700（内線 2242） FAX 0267-24-3570

電子メール tokei@city.komoro.nagano.jp

（2）事務等の取扱日時

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4 実施に係る日程

項 目	日 程
実施要領・各種様式等の公表	令和6年8月23日(金)
参加申請書、質問の提出期限	令和6年9月6日(金)
質問に対する回答	令和6年9月11日(水) ホームページに掲載する。
参加確認結果通知	令和6年9月13日(金)
提案書の提出期限	令和6年9月25日(水)
一次審査結果通知	令和6年10月4日(金)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年10月11日(金) 詳細が決定し次第、参加者に通知する。
結果発表(公表・通知)	令和6年10月下旬予定 提案者に通知するとともに、ホームページに掲載する。

5 提出様式等の作成について

提出書類等の様式を、次の(1)～(12)に定める。なお、作成の要領は「令和6年度立地適正化計画改定基礎調査業務委託 提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)」によるものとする。

- (1) プロポーザル参加申請書(様式1)
- (2) 参加資格要件に関わる誓約書(様式2)
- (3) 情報の取り扱いに関わる誓約書(様式3)
- (4) 企業概要書(様式4)
- (5) 受託実績一覧(様式5)
- (6) 予定管理技術者の経歴(様式6)
- (7) 提案書(様式7)
- (8) 業務実施体制(様式8)
- (9) 業務実績(様式9-1、9-2、9-3)
- (10) 業務実施方針、業務内容(様式10)
- (11) 見積書(様式11)
- (12) 企画提案を求める具体的内容(任意様式)

6 実施要領、各種様式等の配布期間及び入手方法

- (1) 配布期間

公告日から令和6年9月6日(金)まで

(2) 入手方法

小諸市役所ホームページ (<http://www.city.komoro.lg.jp/>) からダウンロードをすること。(市役所窓口での配布は行わない。)

7 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月6日(金)午後5時まで(土、日曜及び祝日を除く)

(2) 提出先及び提出方法

提出先へ持参または郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書(様式1)
- ② 参加資格要件に関わる誓約書(様式2)
- ③ 情報の取り扱いに関わる誓約書(様式3)
- ④ 企業概要書(様式4)
- ⑤ 受託実績一覧(様式5)
- ⑥ 予定管理技術者の経歴(様式6)
- ⑦ 納税証明書(写しも可)

(4) 提出部数

各1部

8 質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年9月6日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

提出先まで質問を電子メールにて送信し、送信後、担当部局まで電話連絡をすること。なお、質問は参加申請書を提出した者に限る。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問内容と合わせて受付期間終了後、令和6年9月11日(水)までにホームページに掲載する。

9 参加確認結果の通知

提出された参加申請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び書面にて通知する。

10 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月25日(水)午後5時まで(土、日曜及び祝日を除く)

(2) 提出先及び提出方法

提出先へ必ず持参にて提出すること。

(3) 提出書類

次に掲げるア～カをA4、2穴とし、ファイルファスナー等で綴じること。なお、企業名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

ア 提案書(様式7)

イ 業務実施体制(様式8)

ウ 業務実績(様式9-1、9-2、9-3)

エ 業務実施方針、業務内容(様式10)

オ 見積書(様式11)

カ 企画提案を求める具体的内容(任意様式)

(4) 提出部数

正本 1部

副本 各10部

(5) 提案書の取り扱い

① 提出された書類等は返却しない。

② 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

③ 本市は、本提案に関する情報の開示その他必要があると認めるときに、提出された書類を提案者の承諾を得ずに無償で使用できることとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物に関する情報の開示などの使用に関して、提案者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

11 審査

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、立地適正化計画改定基礎調査業務委託プロポーザル審査委員会(以下、審査委員会という。)が実施する。

審査委員 5名以上(外部有識者複数名を含む)

(2) 一次審査(書類審査)

参加申請者が5者を超えた場合は、提案書類に基づく書類審査を実施し、得点が高い順に5者を二次審査対象者として選定する。一次審査の結果は、提出された提案書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び書面にて通知する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション)

① 実施日時、場所

令和6年10月11日(金)

時間及び場所については、提案者へ別途、担当部局から連絡する。

② 手続き

プレゼンテーションの順番は、提案書を提出した順番による。

③ プレゼンテーションの方法

ア 非公開にて実施する。

イ プレゼンテーションの実施時間は1社あたり準備・片付けを含め50分以内とし、説明20分以内、質疑応答20分以内とする。

ウ プレゼンテーションは、原則提出した提案書に記載した事項のみ説明することとし、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明することも可とする。パソコン、プロジェクター、スクリーン、ポインターについては、当市にて用意するが、その他は、各事業者が用意すること。なお、各事業者が持ち込むものについては、事前に担当部局へ電子メールで申請すること。

④ 留意事項

ア 説明は、管理技術者または担当主任技術者が行うこと。

イ 会場への入室は3名までとし、電子メールにて事務局まで事前に申請すること。

ウ プレゼンテーションは提案者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。

エ プレゼンテーション実施後、市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

オ 審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

12 評価

(1) 評価方法及び評価項目

提案者の提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目は次のとおりとする。

評価分類	評価項目	評価内容	配点
提案者の技術力	提案者の業務実績	立地適正化計画（都市計画マスタープラン）策定・改定業務等の実績	10点
業務実施体制の充実度	担当する管理技術者の業務実績	立地適正化計画（都市計画マスタープラン）策定・改定業務等の実績	5点
	主任技術者の業務実績	立地適正化計画（都市計画マスタープラン）策定・改定業務等の実績	5点
業務実施方針、業務内容の妥当性	業務の理解度	業務の理解度の高さ	10点
	工程計画の妥当性・実現性	工程計画の妥当性・業務内容の実現性	10点
	業務内容の的確性	業務内容の的確性、その進め方	10点

課題に対する理解度 業務遂行に関わる提案	誘導施策・数値指標等の評価、見直しにかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性、具体性	15点
	計画改定方針（シナリオ）の検討にかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性、具体性	15点
	誘導施策・事業メニューの検討・整理にかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性、具体性	15点
価格の評価	見積額の妥当性	業務内容・規模に対する見積額の妥当性	5点
合 計			100点

(2) 得点化の方法

各審査委員は評価項目ごとに以下のとおり5段階の評価を行い、得点化する。評価は各審査委員別に行う。なお、得点化は、小数点第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	平均的である	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	満足できない／能力が乏しい	配点×0.00

※ 価格の評価については、5段階評価は行わない。

(3) 評価点及び選定方法

- ① 評価点は全審査委員の評価点の合計点とする。
(満点=審査委員の人数×100点)
- ② 満点の2分の1を審査基準点とし、審査基準点以上のものを受託候補者とする。
- ③ 評価点数が最も高いものを第一位の受託候補者とする。
- ④ 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。

(4) 結果の開示、伝達

審査結果は令和6年10月下旬に書面にて提案者に通知する。あわせて、小諸市ホームページにも掲載する。

(5) 留意事項

- ① 提案者が1者であった場合も予定通り審査を実施する。
- ② いずれの提案者も審査基準点に達しなかった場合は、成果品の質を維持するために受託候補者無しとし、再度公募をかけるものとする。

13 辞退

- (1) 提出書類
 - ① 参加申請書を提出した提案者が何らかの事由でプロポーザルに参加しない場合は、担当部局に事前に連絡のうえ辞退届を提出するものとする。
 - ② 辞退届の様式は任意とするが、届出日、提案者名及び辞退事由を明記し、押印必須とする。
- (2) 受付期限
プロポーザル実施3日前(土、日曜及び祝日を含まない)までに事務局へ提出するものとする。
- (3) 提出方法
提出先へ持参すること。

14 業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された第一位の受託候補者に対しては、業務の細目を担当部署と協議の上、原則として当該業務を委託するものとする。なお、協議においては、必要に応じて受託候補者の提案に対し、修正を求めることができるものとする。
- (2) 契約までの間に、小諸市物品購入等入札(見積り)参加資格審査要綱(平成12年小諸市告示第39号)に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わない。
- (3) 選定された受託候補者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 受託者は、提案書により提案された履行体制により、当該業務を誠実に履行するものとする。
- (5) 受託者は、立地適正化計画改定業務(令和7年度予定)の契約を予定する。

15 失格要件

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定中に、提案書に記載された管理技術者が担当できないことが明らかになった場合
- (4) 選定後に、提案書に記載された管理技術者が極めて特別な場合(死亡、入院等)を除き担当できないことが明らかになった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 選定中に、小諸市物品購入等入札(見積り)参加資格審査要綱に基づく参加停止措置を

受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等で経営状態が著しく不健全であると認められる場合

- (7) 辞退届を提出した場合
- (8) 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合
- (9) その他、審査委員会において不適切と認められた場合

16 その他

- (1) 提供する資料

小諸市都市計画マスタープラン

小諸市立地適正化計画

その他必要と認めた資料

- (2) 言語及び通貨

本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (3) 費用負担

本プロポーザルにおける費用は、すべて提案者の負担とする。